

令和 2 年 12 月 1 日
国 税 庁

「令和 2 年 7 月豪雨」に係る
国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について

- 1 令和 2 年 7 月豪雨に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 31 日付国税庁告示(国税庁告示第 14 号)により、下記の指定地域について、令和 2 年 7 月 4 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。
- 2 今般、これらの地域における被災後の状況などを踏まえ、令和 2 年 12 月 1 日付国税庁告示により、これらの地域に国税の納税地を有する者に係る延長期日を令和 3 年 2 月 1 日とすることとしました。
- 3 この期日以降においても、令和 2 年 7 月豪雨の影響により申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長されます(個別指定)。

また、申告は可能であっても、令和 2 年 7 月豪雨により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として 1 年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、特例猶予が受けられますので、令和 3 年 2 月 1 日までに税務署に申請ください。

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、 球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、 球磨郡水上村、球磨郡五木村、 八代市坂本町 葦北郡芦北町